

入札公告

豊浦やまと光星園施設外構工事の一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和 4 年 4 月 11 日

社会福祉法人豊浦豊和会
理事長 渡 里 隆 一

1. 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 : 豊浦やまと光星園施設外構工事
- (2) 工事場所 : 虻田郡豊浦町字大和 151 番地
- (3) 工 期 : 令和 4 年 5 月 10 日から令和 4 年 6 月 20 日まで
- (4) 工事概要 : 主 用 途 : 障がい者支援施設外構整備
工事内容 : 路盤整備及びアスファルト舗装工事一式
舗装施工面積 : 1, 100 m² 他 縁石・砂利敷工事等
- (5) 支払条件 : 請求を受領した日の翌月の末に支払う。
- (6) 公告期間 : 令和 4 年 4 月 11 日から令和 4 年 4 月 22 日

2. 発注者

虻田郡豊浦町字大和 83 番地 10
社会福祉法人 豊浦豊和会 理事長 渡 里 隆 一

3. 入札の方法

この入札は、北海道保健福祉部建設工事マニュアル及び社会福祉法人豊浦豊和会経
理規程に基づいて設定した一般競争入札に付する規定により行う。

4. 入札参加資格

この入札に参加しようとする者は次に掲げる (1) ~ (8) は全て条件とする。

- (1) 北海道における舗装工事の「競争入札参加資格」が A 又は B 等級に格付されて
いる業者であること。または、双方同資格の共同企業体もしくは 1 社以上が A
又は B 等級の共同企業体であること。建設業法第 3 条第 1 項第 2 号に規定す
る特定建設業者であること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定 (一般競争入
札の参加の資格) に該当しない者であること。(以下、任意形式の契約書を添付)
- (3) 北海道競争入札参加資格者指名停止事務処理要領第 2 第 1 項の規定による指名
競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) この工事の業種に対応する国家資格を有し、当該業種の管理技術者証の交付を
受けている技術者(以下「資格者」という。)を工事現場に専任で配置できるこ

と。

- (5) 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 共同企業体の場合においては、その構成員は単体企業又は他の共同企業体の構成員として参加することはできない。
- (8) 北海道暴力団の排除の推進に関する条例、北海道条例第 57 条に規定する第 2 条に規定する暴力団関係者でないこと。

5. 契約条項を示す場所

〒049-5402

虻田郡豊浦町字大和 151 番地 豊浦やまと光星園

社会福祉法人 豊浦豊和会 理事長 渡 里 隆 一

電話 0142-86-1144 / FAX 0142-86-1129

6. 入札参加資格審査申請書等の提出に関する事項

- (1) 入札参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して審査を受けなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書（様式はホームページ登載）
 - イ 建設業許可通知書
 - ウ 工事期間内に竣工が可能である旨を示す書類等
 - エ 共同企業体で入札参加する者は、協定書の写し
 - オ 連絡先、メールアドレス
- (2) 受付期間：令和 4 年 4 月 18 日から令和 4 年 4 月 22 日までの午前 10 時から午後 4 時まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）
- (3) 受付場所：豊浦やまと光星園 虻田郡豊浦町字大和 151 番地
電話番号：0142-86-1144
- (4) 提出方法：新型コロナウイルス感染防止のため郵送とする。
担当者：成田 事前連絡（0142-86-1144）
 - ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

7. 入札参加資格審査に関する事項

4 項に掲げる入札参加資格の審査は、申請時に内容確認し積算用図書等を配布する。

8. 設計図書等の閲覧及び現場説明会

- (1) 現場説明会は行わない。

9. 入札執行の日時及び場所

(1) 入札日：令和4年4月26日（火） 午前11時開始（時間厳守）

(2) 入札場所：虻田郡豊浦町字幸町86番地2

豊浦町社会館 2階会議室

電話：0142-83-2221

(3) 開札場所

(2)と同じ

(4) その他

ア 入札書及び内訳書の提出を求めます。（様式はホームページ掲載）

イ 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

ウ 提出された資料は、無断でほかに使用しない。

エ 提出された資料は、返却しない。

オ 入札書及び積算内訳書については、提出後の再提出は認めない。

10. 入札方法等及び落札者の決定

(1) 入札方法は、代表者又は代理人が入札を行う。

(2) 入札参加者が1社の場合でも、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札予定者とする。但し予定価格に達しなかった場合は直ちに再度入札を2回まで行う。その後は最低入札者と協議とする。

11. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免除する。

(2) 契約保証金：免除する。

12. 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13. 消費税課税事業者申出書

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税課税事業者申出書を提出のこと。

14. 予定価格等

本工事の予定価格は入札後公表とする。

15. 開札に立ち会う者に関する事項

法人監事、法人理事、建替準備委員、工事監理者等が入札立会予定。

16. 契約に関する事項

- (1) 契約は、落札後7日以内に契約締結する。(理事会承認後)
- (2) 工事請負契約書は、受託者側が作成する。

17. 入札無効に関する事項

- (1) 入札の公告に示した入札参加資格要件に該当しない又は該当しなくなった者による入札
- (2) 申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになった者による入札
- (3) 北海道知事が別に定める建設工事等入札心得及びその他の入札に係る条件に違反した者による入札
- (4) 入札書の提出時に積算内訳書の提出を求めている場合において、積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入であるなど不備がある者の入札。

18. その他

- (1) 最低制限価格は、設定しておりません。
- (2) この入札は、公開します。(傍聴の手続きはホームページ掲載)
入札執行傍聴定員は、5名とし、当日入札会場入り口に表示する。
- (3) 落札結果については、開札後即時発表する。
- (4) 入札手続きの取り消し
落札者の決定後において、入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。
- (5) 入札参加者は、北海道建設工事執行規則及び北海道建設工事競争入札参加心得を厳守しなければならない。